

東大和市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する連携協定書

東大和市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- （1）安全・安心対策に関すること。
- （2）防災・災害対策に関すること。
- （3）産業振興に関すること。
- （4）観光振興に関すること。
- （5）スポーツ振興に関すること。
- （6）その他、地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に会議を開くものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙（関係会社を含む。）はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

平成30年5月23日

甲 東京都東大和市中央3丁目930番地
東大和市

市長 尾崎 保夫

乙 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

執行役員 沖 孝夫